

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策 に関するガイドライン 骨子（案）

<タイトル案>

- ・人と動物とくらしを守る多頭飼育対策ガイドライン
 - ・人とペットのくらしを守る多頭飼育対策ガイドライン
 - ・多機関連携による多頭飼育対策ガイドライン
- ※サブタイトルとの組合せとすることも検討

環境省

内容

はじめに	1
ガイドライン策定の背景及び目的.....	1
第1章 多頭飼育問題とはどのような問題か.....	2
1. 多頭飼育問題とは.....	2
2. 本ガイドラインの位置づけ.....	2
3. わが国における多頭飼育問題の現状.....	2
(1) 多頭飼育に係る苦情の状況.....	2
(2) 解決を困難にしている要因・課題等.....	3
4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景.....	3
5. 発生構造.....	4
(1) 飼い主の特徴.....	4
(2) 動物の高い繁殖能力.....	4
6. 3つの影響.....	5
(1) 飼い主の生活状況の悪化.....	5
(2) 動物の状態の悪化.....	5
(3) 周辺的生活環境の悪化.....	5
第2章 多頭飼育問題への対策.....	6
1. 対応に必要な3つの観点.....	6
2. 対応の流れ.....	6
(1) 予防・発見・発見後対応・再発防止の流れ.....	6
(2) 予防・発見・発見後対応・再発防止の定義.....	6
3. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性.....	7
(1) 行政関係機関等による連携の重要性.....	7
(2) 動物愛護ボランティアの協力.....	7
(3) 専門家による協力と助言.....	8
4. 関係法令.....	8
5. 対応	8
(1) 予防.....	8
(2) 発見.....	8
(3) 発見後対応.....	9
(4) 再発防止.....	10
(5) 対策に当たっての留意事項.....	11
第3章 事例紹介.....	13
1. 予防・発見に対する取組事例.....	13
2. 多様な主体との連携により事態が収束した事例.....	13
【コラム 1】 海外におけるアニマルホーダーについて.....	3
【コラム 2】 動物の繁殖生態.....	4
【コラム 3】 動物の感染症.....	5
【コラム 4】 個人情報への扱い・ルール作り	8

はじめに

ガイドライン策定の背景及び目的

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）（趣旨（第1条、第2条）、適正飼養、終生飼養）
- ・殺処分の削減、適正譲渡対策から見えてきた問題。多頭飼育問題の発生が、近年の地方自治体における殺処分削減の取組を妨げていることが課題として抽出。
- ・周辺の生活環境への影響だけでなく、飼い主自身の生活状況や多数の動物に影響があり、メディアやSNS等で取りあげられるなど、社会問題化している。
- ・動物の飼育は個人の権利である一方で、その権利を濫用することなく、常に公共の福祉（動物愛護管理法の趣旨の遵守や地域社会への配慮等）のために、権利を利用する責任がある。
- ・一方で、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んでおり、解決のためには社会福祉分野と連携して、地域の課題として対策を講じる必要がある。
- ・公衆衛生行政、動物愛護管理行政、福祉行政、警察行政に横断する問題であり、どの側面から問題が発覚するか、どの側面がクローズアップされるかによって、政策的な位置づけと、対処すべき担当組織が異なっており、対応の隙間に置き去りにされがち。
- ・このような問題の解決のため、多機関連携による多頭飼育問題の解決に向け、全国各地での対応事例等をもとに、ガイドラインを作成した。
- ・地方自治体の動物愛護管理部局をはじめ、社会福祉部局や一般市町村等に広く活用されることを期待。

第1章 多頭飼育問題とはどのような問題か

1. 多頭飼育問題とは

- ・動物愛護管理法の趣旨を記載。
- ・人と動物が幸せに暮らす社会プロジェクトのモデル事業において多頭飼育が重要な課題として抽出され、また動物愛護管理法改正にもその趣旨が反映されている。また、環境省アンケート（令和元年度）で現状が概ね把握できたところであるが、改正動物愛護管理法施行を受けて、一層の対応強化が求められる。

＜本ガイドラインにおける多頭飼育問題の定義＞

- ・本ガイドラインでは、多頭飼育問題は多数の犬や猫などの動物を飼育している中で、繁殖制限や給餌給水、衛生管理等の適切な飼育管理ができないことにより、3つの影響（a. 飼い主の生活状況の悪化、b. 動物の状態の悪化（法第44条に規定されるネグレクト等による疾病、栄養不良、死亡のみでなく、そこに至る前段階の不適正な飼育や引取り後の殺処分の問題も含む）、c. 周辺的生活環境の悪化）のいずれか、若しくは複数（場合により全て）の問題が生じている状況と定義づける（定義については検討会でご議論いただく）。

2. 本ガイドラインの位置づけ

- ・多頭飼育問題の解決に向けて、本ガイドラインでは3つの観点（飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善）を踏まえる。
- ・対象：都道府県・政令指定都市・中核市などの動物愛護管理部局をはじめ、各地方自治体の社会福祉部局、さらには一般市町村にも活用いただくことを想定。また、その他関係機関（警察、獣医師会、動物愛護団体等）にも参考としていただける内容とする。
- ・関係機関の連携強化（動物愛護管理法第41条の4）の観点から、動物愛護管理部局と社会福祉部局などの関連部局等が連携・協働し取組を進めるための考え方、対策等を整理して示す。
- ・多頭飼育問題における飼い主は、主に動物取扱業者を除く一般の飼い主を想定。

3. わが国における多頭飼育問題の現状

（1）多頭飼育に係る苦情の状況

- ・H30年度に苦情のあった世帯数、動物種等内訳、世帯数ごとの飼育頭数の内訳等をアンケート結果の図等を引用し記載する。

★図表1：苦情のあった世帯数（平成30年度の多頭飼育の苦情件数）

★図表2：苦情のあった世帯における飼育頭数の内訳

★図表3：多頭飼育事例における動物の種別

(2) 解決を困難にしている要因・課題等

- ・アンケート結果等より、多頭飼育問題の解決を難しくしている要因等を取りまとめる。
 - a. 飼い主の抱える固有の問題（経済状況、健康状態、他者との関係性に起因する問題）
アンケートから見える飼い主の人物像（主たる飼い主の年齢、性別等、社会福祉と動物愛護管理部局の連携の必要性を感じさせる事例、因子分析から得られた7因子：不衛生、自立困難、貧困、暴力、固執、サービス拒否、アルコール・薬物への依存）と、これまでで得られた知見から考え得る要素（地域社会からの孤立等）の紹介。
7因子に明確な相関が見られないことやその他アンケート自由記述に見られる個別事例を交えて、多頭飼育する人の人物像が容易にパターン化できるものではなく、個々の案件ごとに多頭飼育問題を引き起こしている要因（因子）を把握し、連携が必要となる関係機関等や対応方針を検討しなければならないところに解決の難しさがある。多頭飼育問題が生じた後の対応だけではなく、多頭飼育問題が生じる前、もしくは多頭飼育問題が深刻化する前の段階で予防的観点から飼い主の生活支援も踏まえた対策を講じていくことが重要（海外のアニマルホーダーへの対応と異なる点）。
 - ★図表4. 飼い主が持つ要素及びその特徴（因子分析から得られた7つの因子）
 - ★図表5. 飼い主の経済状況
 - ★図表6. 飼い主の健康状態

【コラム 1】海外におけるアニマルホーダーについて

- ・欧米でのアニマルホーダーの定義や対応の考え方を紹介する。

- b. 動物の繁殖に伴う悪循環（繁殖が制御不能となり、個体数の増加によって問題が深刻化する悪循環を生じる）
- c. 飼い主とのコミュニケーションの難しさ（問題意識の欠如や行政等に対する非協力的な態度）
- d. 様々なリソースの不足（飼い主だけでなく、地方自治体や地域社会・愛護団体等の支援者の多大なコスト（金銭的、時間的、労力的、空間的）が必要）
- e. 他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築
- f. 行政上の課題等（所有権問題、個人情報保護問題、強制力をもって立入できず現状把握が難しい、殺処分数を減らす取組により積極的介入（引取り）が難しい等）、
- g. 状況を一時的に改善しても、新たな動物の入手等により再び多頭飼育に陥る問題等
- h. 発見の難しさ（都市化、核家族化といったライフスタイルの変化により問題の早期発見が困難に）

- ★図表7. 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題

4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景

- ・経済的困窮（失業等による飼い主の収入の激減等）、関係性の困窮（離死別等による経済的支援や健康上の支援をする親族の不在等）を要因とする生活困窮といった、ライフイベントや環境の変化等によって起こる課題から生じる問題の一つであり、経済格差の拡大、単身世帯の増加、高齢化などの社会的背景がある。

- ★図表8. 多頭飼育問題が生じる社会的背景（佐藤尚治委員（社会福祉法人 長野県社会

福祉協議会)、「社会的孤立の背景と要因～社会福祉の立場からみた多頭飼養者の特徴について～」より一部改変)

5. 発生構造

多頭飼育問題の直接的な原因である動物の個体数の増加を引き起こす要因として、飼い主と動物の2つの観点を整理。動物の個体数の増加によって、非計画的に個体数が増えて適切な飼育管理ができなくなることで、多頭飼育問題（飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化）が生じるプロセスを示す。

(1) 飼い主の特徴

- ・ 飼い主の判断力の不足、経済的困窮、信念・感情等が、個体数増加の要因となる行動（無責任な餌やり、放し飼い、侵入個体の定着を招く家屋損壊部の未修繕、適切な繁殖制限措置の未実施）に繋がる。

(2) 動物の高い繁殖能力

- ・ 犬、猫、ウサギ等の動物は高い繁殖能力を持っていることから、適切な繁殖制限措置を実施せずに飼育する（無責任な餌やり、放し飼い、家屋損壊部の未修繕による侵入個体の定着等を含む）ことで、容易に個体数が増加するおそれがある。

【コラム 2】動物の繁殖生態

- ・ 犬猫（主に猫）、ウサギ等の繁殖力の強さ、出産回数、排卵などの特性を整理。

- ・ 繁殖制限措置の必要性について説明。
- ・ 繁殖制限措置としては、不妊去勢手術のほかに、雌雄分離飼育もあるが、とりわけ犬猫のようにケージ飼いが基本ではない動物の場合は、完全な雌雄分離飼育は困難であり、不妊去勢手術が基本となる。
- ・ 動物にとっての不妊去勢のメリットを整理。地方自治体職員が、飼い主を説得する際に使う情報として提示。飼い主はしばしば自然の摂理に反するから不妊去勢手術はしない等の理由から、不妊去勢手術を拒否することがあるが、生殖器等の病気、交尾によりうつる病気のリスク、繁殖行動をとれないストレスによる問題行動、近親交配のリスク等の低減等の動物に対するメリットを紹介。
- ・ 不妊去勢のコスト負担の考え方（原則は当事者負担であることを明記）
- ・ コスト負担主体別（飼い主、愛護団体、地方自治体等）に制度の事例を紹介する。
- ・ 行政の補助金（制度の目的（＝公費投入の理由）をどのように説明しているかもあわせて紹介）
- ・ 飼い主が不妊去勢手術をしていない理由の本質（a.自然の摂理に反するという考え、b.経済的理由、c.不衛生な状況や、動物の問題行動に気づかない、気にならないといった性格等）を見極めた対応が必要。

★図表 9. 多頭飼育問題の発生構造

※問題の重大さや早期対応の必要性をわかりやすく説明

6. 3つの影響

- ・多数の犬や猫などの動物を飼育している中で、繁殖制限や給餌給水、衛生管理等の適切な飼育管理ができていないことにより、以下の3つの影響が生じうる（多頭飼育問題）。

（1）飼い主の生活状況の悪化

（不衛生な環境や飼育コストの負担による健康状態や経済状況の悪化、飼い主と近隣の住民との関係悪化による一層の孤立、対人関係悪化・人間不信により必要な支援を求めることができなくなる状態など）

（2）動物の状態の悪化

（虐待・ネグレクトや感染症リスク、近親交配リスクの増大等を含む動物の健康状態の悪化、共食い、引き取った動物（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等の譲渡することが適正でない個体）の殺処分等）

（3）周辺の生活環境の悪化

（悪臭・騒音・病害虫による衛生状態の悪化、咬傷事件等）

- ・多頭飼育問題が深刻化する前に、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善の3つの観点から対策を講じる必要がある。

【コラム 3】動物の感染症

- ・高密度で動物を飼育することにより感染症に罹患するリスクが高まり、動物の健康に悪影響を及ぼす。
- ・感染症には動物間で感染するものだけではなく、動物から人に感染する動物由来感染症も存在する。
- ・病原体の伝播は感染源である動物から直接人にうつる直接伝播と、感染源である動物と人との間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の大きく2つに分けることができる。さらに、間接伝播には感染動物体内の病原体を節足動物等が運んで人にうつすもの、動物の体から出た病原体が周囲の環境（水や土等）を介して人にうつるもの等がある。
- ・感染症の具体的な例を記載する。

第2章 多頭飼育問題への対策

1. 対応に必要な3つの観点

(飼い主の生活支援・動物の飼育状況の改善・周辺的生活環境の改善)

- ・3つの観点(飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善)を踏まえた多頭飼育問題への対応が必要となることから、予め多様な主体・関係者との連携体制を構築しておく等の対策を講じることが重要。

2. 対応の流れ

(1) 予防・発見・発見後対応・再発防止の流れ

- ・予防・発見・発見後対応・再発防止の一連の流れを概観する。
- ・予防・発見を含めた早期対応の重要性を記載。

★図表 10. 多頭飼育問題への対応フロー (概要)

(2) 予防・発見・発見後対応・再発防止の定義

① 予防

- ・地方自治体等が、広く一般の住民を対象として多頭飼育問題のリスク及びそれらの防止策について、普及啓発を行う段階。

② 発見

下記 a～c における多頭飼育問題の探知・発見及び動物愛護管理局・社会福祉部局間の相互の情報共有。

- a. 多頭飼育問題に陥るリスクのある飼い主を地方自治体等が早期に探知し、指導等を通じて、不適正な多頭飼育の発生防止に努める段階(多頭飼育問題ハイリスクの探知)
(参考) 多頭飼育の届出条例の状況
多頭飼育の届出制度の制定状況をアンケート結果の図等を引用し記載する。(動物愛護管理法第9条に係る条例、その他の法令条例、要綱等の導入状況含む)

★図表 11: 動物の多頭飼育の届出制度

- b. 既に多頭飼育問題が生じている事案について、事態が深刻化する前に探知する段階(多頭飼育問題の初期段階での探知・発見)
- c. 既に多頭飼育問題が深刻化し、周囲に露呈した段階(多頭飼育問題の発見)。

③ 対応

- ・既に多頭飼育問題が生じており、飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難で、地方自治体・関係機関等の介入を必要とする段階。

④ 再発防止

- ・多頭飼育問題を解消した後、再び多頭飼育問題を引き起こさないように、飼い主の自主的な対応を促し、地域住民・地方自治体・関係機関等による飼い主の見守りを行う段階。

3. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性

- ・3つの観点を同時並行的に改善するためには、個々の専門分野や政策領域の中で問題を解決するという固定的な役割を見直し、分野横断的に多様な主体・関係者で話し合い、連携して対応するための土台が必要となる。多職種・多機関との協働や連携を意識した連絡体制等を構築しておく必要がある。

(1) 行政関係機関等による連携の重要性

- ・都道府県と市町村、政令指定都市と各行政区など、広域的な地方自治体と、より基礎的な地方自治体が密に情報共有を行い、現場情報を踏まえて適切な対策を講じることが重要。
- ・担当者1人が孤立することのないよう、組織的な状況把握につとめる。多頭飼育問題の解決に当たっては飼い主との関係性（信頼関係）の構築が重要という前提を踏まえて進捗が確認できるようなスモールステップの目標を立て、わずかな変化であっても、記録、評価し共有していくことが重要。

★図表 12. 連携主体等一覧（3分野（a.動物愛護管理、b.社会福祉、c.その他）に分けて、各主体・関係者の役割を一覧表として示す。a、bについては、分野ごとに一覧表の概説（主に役割について）を記載する。）

★図表 13. 多頭飼育している人（飼い主）を取り巻く関連図

(2) 動物愛護ボランティアの協力

①動物愛護ボランティア等との連携の重要性

- ・関係者の連携は、飼い主の生活改善や行動変容を促すために重要だが、動物の救護のためにも重要である。不適正な動物の飼育状況の改善の必要性に加え、飼い主が社会的孤立ゆえに動物に依存し、動物の数が多いために自身の生活を改善できないこともある。従って、現場から一定数の動物を引取り、救護する作業等が発生する場合もあり、動物愛護ボランティアや民間の動物シェルター（第二種動物取扱業者）との連携が重要な要素となることもある。
- ・多頭飼育問題が発生する前から多頭飼育問題の予防に係る研修等の共同企画・運営などといった形で予め行政と動物愛護ボランティア等との間で信頼関係を構築しておくことで、問題発生の際も円滑な連携が期待できる。

②必要となるボランティアの種類

- ・多頭飼育問題の規模や状況によって、見守り（飼い主宅を訪問し、適正飼育のためのアドバイス等を行い、見守る）、救護（飼い主宅等における捕獲作業～動物愛護センター、保健所、動物病院、譲渡先、一時預かり先までの輸送）、一時預かり（飼育が困難な飼い主から一時預かりの依頼があった動物を自宅などで一時的に飼育）、専門職ボランティア（獣医師、動物看護師等不妊去勢手術や負傷動物の治療等を行う）、譲渡（譲渡先となる一般家庭等とのマッチングを行う）等の活動を行うボランティアが必要となることがある。

③協力にあたっての留意事項

- ・動物愛護ボランティア等の有無は地域差も大きく、地方自治体による人材の育成も重要となっている。

- ・民間の動物愛護ボランティア（団体）は、行政組織と異なり、他の事例との公平性や過去の事例との整合性に必ずしも縛られず、それ故に柔軟に解決の糸口を模索してくれることがある一方で、ボランティア間の調整や飼い主とのコミュニケーションに問題を生じることもあり、ボランティアリーダーとなり得る人材の育成も必要。
- ・ボランティアの活動に当たっては、ボランティア保険の加入等も検討する。
- ・動物救護を優先するあまりに自らの救護能力を超えて動物を保護しようとする動物愛護ボランティア（団体）や民間の動物シェルターが出てくる可能性もあり、二次的な多頭飼育問題に陥ることのないよう、また善意のボランティアに過剰な負担が掛からないよう、その動物の処遇について行政側で全体像を把握し、情報共有しながら方針を定めることが大切。

（3）専門家による協力と助言

- ・多頭飼育問題の対策にあたっては、行政関係機関、ボランティア等だけではなく、医療の観点から医師（精神科医含む）や看護師、獣医療の観点から獣医師、多頭飼育問題について知見を持つ研究者等の専門家による協力と助言が重要。
- ・地域の医療機関や獣医師会、大学などの研究機関等に協力、助言を仰ぐことができるよう連携体制等を構築しておくことが望ましい。

4. 関係法令

図表関係法令一覧表参照。

★図表 14. 関係法令一覧

【コラム 4】個人情報の扱い・ルール作り

- ・地方自治体で採用されている個人情報取扱ルールの紹介
- ・支援対象者の個人情報を共有する際の守秘義務のかけ方や条件（情報の提示方法や資料作成方法を含む）、規則についての具体的な内容（「改正社会福祉法第 106 条の 6」の「重層的支援会議」でも守秘義務をかけた情報共有が可能になる。）
- ・飼い主本人が支援や情報共有に同意していない場合の、本人へのアプローチの方法や留意点、工夫

5. 対応

★図 15. 多頭飼育問題への対応フロー（発見・発見後対応・再発防止）

（1）予防

- ・広く一般への普及啓発（ポピュレーションアプローチ）の重要性について紹介。ペットの繁殖能力や多頭飼育問題について一般に周知することで、地域での多頭飼育に陥る前の段階での気づきに繋げる。

（2）発見

- ・アンケートやヒアリングの例から、不適正な多頭飼育状態の例や、探知・発見するパターンを整理（親族・近隣住民からの通報、民生委員、保健師などからの相談）。
- ・多頭飼育問題に陥る前の段階で発見し、未然に防ぐ「ハイリスクアプローチ」について

紹介。飼い主に比較的近い民生委員や行政保健師、地域見守りサポーター等といった地域の社会福祉（や公衆衛生）を担う関係者に多頭飼育問題や早期対応の重要性等について周知（知ってもらう）し、理解を得ることで、早期の発見に繋がり、多頭飼育問題の未然防止・問題の最小化に大きく貢献することが可能。地域関係者は探知用のチェックシートを用いてスクリーニングを行い、「(多頭飼育問題) ハイリスク」であると判断した場合は、動物愛護管理部局等に情報提供することで早期探知に繋げる。また、動物愛護管理部局に相談・通報があった案件のうち、飼い主の生活支援が必要と思料される案件については、社会福祉部局に情報提供を行うなど、相互の情報共有に努める。

- ・個人情報保護法に抵触することがないように、個人情報を共有するためのルール作り（社会福祉関係の法令や条例等による対応等を参照）についても検討しておく必要がある。

★図 16. 探知チェックシート

(3) 発見後対応

①状況把握

- ・情報収集、現地調査等を行い、多頭飼育問題の状況について状況把握チェックシートを用いて対応の必要性を判定する。多頭飼育問題が生じている、もしくは多頭飼育問題が生じているとまでは言えないが見守り等の対応が必要な場合は適切な対応について検討する。

②連携すべき主体・関係者の抽出

- ・①の結果に基づき、連携すべき主体・関係者を抽出し、情報共有する。

③対応

- ・連携主体・関係者を含めて対応方針の検討に必要な情報収集（及び必要に応じて連携主体等を交えた現地調査等）を行い、多頭飼育問題に係る総合的な判断を行い、3つの観点（a.飼い主の支援、b.動物の飼育状況の改善、c.周辺的生活環境の改善）を踏まえた対応方針を決定する。特に、多頭飼育問題が生じていると考えられる段階では、対策のうち、少なくとも不妊去勢手術又は動物の引取りによる動物の個体数の増加抑制もしくは減少とその飼育状況の改善が不可欠である。多頭飼育問題に陥っていない軽微な状況と判断した場合は必要に応じて見守り等を行う。
- ・対応に当たっては案件記録表に記録し、情報共有を行うことで、他機関連携の円滑化を図ると共に、担当職員の孤立によるバーンアウト（燃え尽き症候群）を防ぐ。

④対応事項例

以下の3つの観点に沿って、収集した情報に基づき、必要な対応を決定する。

(状況と対応の関係については、執筆・地方自治体ヒアリングを進めながら整理する。)

a. 飼い主の支援

- ・然るべき行政サービス等の提供（生活困窮者自立支援、老人福祉法、障害者総合支援法等に基づく支援等、医者、精神科医等との連携による健康ケア）
- ・地域社会等との関係性構築（社会福祉関係者・地域住民等の協力による地域社会等との関係性構築・孤独の解消）

b. 動物の飼育状況の改善

- ・不妊去勢の実施（助成やチケットによる手術費の負担軽減、基金、クラウドファンディング等による資金調達等）

- ・引取り・譲渡（犬及び猫の引取り、引取り手数料の減免措置、動物の保管に係る助成、譲渡先の確保）
 - ・逸走・侵入防止（家屋の修繕、適切な飼育（屋内飼育、係留）等に係る助言等）
 - ・負傷動物、感染症に罹患した動物等の治療（助成、獣医師会・ボランティアの協力）
 - ・虐待のおそれの改善（都道府県知事等による指導・助言・勧告・命令）
 - ・動物虐待事案としての対応（警察との連携等）
 - ・動物愛護管理法（動物虐待罪）、狂犬病予防法違反による対応
- c. 周辺的生活環境の改善
- ・自宅、周辺地域の清掃（条例によるゴミ排出支援、ボランティアの協力）
 - ・周辺的生活環境の改善（都道府県知事等による助言・指導・勧告・命令、罰金、条例等による対応）
 - ・強制退去（家屋等管理者による建物明渡し請求、行政代執行）

⑤動物愛護管理局の役割

動物愛護管理法に基づく地方自治体の動物愛護管理局の役割をそれぞれの制度の趣旨・具体的な対応、該当する地方自治体（都道府県・政令指定都市等）とともに解説する。

- ・都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充（第 25 条）
- ・犬及び猫の引取り（法第 35 条）
- ・犬及び猫の繁殖制限の義務化（第 37 条）
- ・動物愛護管理センターの役割（飼い主への指導、助言、勧告、命令、報告の徴収、立入検査、犬及び猫の引取り、譲渡し等、普及啓発、その他動物愛護及び適正な飼養に必要な業務）（第 37 条の 2）
- ・地方自治体への情報提供（第 41 条の 4）に基づく社会福祉部局、公衆衛生部局、都道府県警、民間団体との連携強化
- ・動物虐待罪（第 44 条第 1 項・第 2 項）に基づく罰則の例示

★図表 17. 状況把握チェックシート

★図表 18. 案件記録表

（4）再発防止

- ・多頭飼育問題渦中の飼い主は、困り果て不安を募らせていることが多いが、「悪いことをしている」という自覚はあまり持っていない（愛情を注いでいるつもり、保護しているつもりという認識をもっていることも多い）。そのため、行政、ボランティア等の献身的な活動・負担の大きさについて、あまり認識がないことが多い。中には、動物を無理矢理取りあげられたという被害者意識を持ち、再び動物を飼いたいという気持ちになる飼い主もいる。
- ・人間関係がうまく築けず、孤独から動物に強く依存している事案も多く、行政や地域の働きかけから地域社会に溶け込めるように促す、飼い主が管理可能な範囲で不妊去勢手術を行った動物数頭のみを手元に残すといったことが、再発防止に効果的な場合がある。
- ・再発防止のためには、事案解決後も動物が適正に飼育できているか、増加傾向にないか等地域や行政の見守りが必要（再発防止に対応し得る主体（行政、社協、地縁団体等）と主体別にできる対応の内容を整理）。
- ・再発の兆しが見られたら、いち早く対応に繋げるために連携体制は継続して構築しておくことが望ましい。
- ・飼い主が転居した場合の対応（行政間の情報共有）についても触れる。

★図表 19. 地域での見守りの方法（岸恵美子委員「セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き」より引用）

（５）対策に当たっての留意事項

① 立入検査の体制

- ・立入検査の実施に当たっては、動物愛護管理法第 25 条などその根拠とする制度を予め明確にした上で、事前に飼い主等の了承を得るほか、動物愛護管理部局と社会福祉部局、公衆衛生部局等が連携して対応することが望ましい。
- ・立入検査を行う職員は 2 名以上で対応することが望ましく、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- ・立入検査を行う際に現地でのトラブルが想定される場合は、必要に応じて都道府県警察に警戒活動等の協力を求める。

② 動物由来感染症の予防

- ・立入検査を行う者は、動物由来感染症の予防に関する知識を予め学び、備えておく必要がある。
- ・動物由来感染症対策の面からも、飼育動物を健康に保つことが重要であり、衛生的な飼育環境を維持することが大切である。このため、動物由来感染症の予防の観点から、立ち入り時には動物との接触はできる限り控えるとともに、立入検査後は手洗い等の衛生対策を行う。

③ 飼い主とのコミュニケーションポイント

- ・飼い主が動物を多頭飼育している理由の本質を見極め、理由ごとに対応を検討することが必要。（例：家屋の破損等→家屋の修繕、動物への愛情→動物にとってより良い飼育環境の提案、著しい執着→必要に応じた医療ケアや社会ルールの提示、動物しか信頼できないという孤独感→地域社会との関係性構築等）
- ・飼い主が信頼しているキーパーソンを探知して、飼い主とコミュニケーションを図る上で必要な協力を仰ぐ。
- ・多様な機関と連携する場合、飼い主が混乱しないよう飼い主に対応する窓口を限定する、行政職員が異動で総入れ替えにならないためにチームで対応する等のコツ。
- ・解決のための方法を具体的に指示し、実行できたら評価する（褒める）。対応に当たっては、「責めるより褒める」ことも重要。
- ・飼い主との関係の構築には時間を要する。

★図 20. ものではなく人への信頼の獲得（岸恵美子委員「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」より引用）

④ 所有権問題の考え方（飼い主の説得ポイント、所有権放棄の手順）

- ・多頭飼育問題が生じていると考えられる段階では、個体数の増加抑制もしくは減少のために不妊去勢や引取り等の対応が必要となる。引取りにあたっては動物の所有権放棄が必要となるため、所有権放棄について説得するためのポイント、また所有権放棄のための手順等について紹介する。
- ・多頭飼育されていた動物の中には、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等の譲渡適正のない個体も存在するが、多頭飼育問題の深刻化を防ぐためには、必要に応じて早期の段階で引取りを行うことも必要。

⑤ 動物取扱業者への対応について

- ・ 動物取扱業者（第一種・第二種）の指導・助言・勧告・命令・取消処分
- ・ 廃業した動物取扱業者による多頭飼育問題への対応について

第3章 事例紹介

1. 予防・発見に対する取組事例
2. 多様な主体との連携により事態が収束した事例